

<添付書類の確認事項>

認定伺受付時に書類不備や記入不備が多く見られ、その結果裁定ができず、認定日が遅れることがありますので、基本となる「必要な添付書類」や「添付書類、記入内容の確認ポイント」を作成致しました。

認定伺を提出される際の書類不備や記入不備の減少が出来れば、と考えております。

被保険者からの問い合わせ、また添付書類の確認などにご活用ください。

※尚、記載していないケースにつきましては、提出前に、健保組合にご相談ください。

認定手続きに必要な提出書類

《被保険者と被扶養者の続柄を確認する書類(●→必須 ○→基本的には不要・申請事由によっては必要)》

提出書類		配偶者（内縁を含む）	子 女	そ の 他
同居	①戸籍謄本	不要	不要	○
	②世帯全員の住民票	●	●	●
別居	①戸籍謄本	●	●	●
	②申請世帯全員の住民票	●	●	●

《被保険者と被扶養者の生計維持（収入額等）を確認する書類》

申請者全員		③誓約書（富士通健康保険組合指定フォーマット）
現職	・自営業者（事業所得者）	④確定申告書（写）及び収支内訳書（写）
	・給与所得者（パート等）	⑤雇用契約書、または給与証明書や直近3ヶ月の給与明細書（写）等
退職後	・失業給付金の非受給者	⑥離職票の原本 ※雇用保険未加入だった場合は退職証明書および最終の給与明細書（写）
	・失業給付金の受給者（予定者を含む）	⑦離職票（写）または雇用保険受給資格証（写） ただし基本手当日額が 3,562 円未満（60 才以上の受給者又は障害者 4,932 円未満）の給付金額の受給者に限る
	・失業給付金受給終了者	⑧“支給終了”と記載されている雇用保険受給資格者証（写）
・年金受給者 〔老齢・遺族・障害・共済〕 企業年金・船員 等		⑨・直近年度の所得証明書または（非）課税証明書（ともに市区町村役場発行） ⑩・直近の年金改訂通知書（写）、または振込通知書（写） ※所得証明書は年金以外の収入確認のために必須
・病気等による就労困難者		⑪医師の診断書、障害者手帳（写）、傷病手当金支給証明書（傷病手当金受給者は必須）等
・学生の場合		⑫在学証明書または学生証（写）
・別居者に対する仕送り額		⑬直近3ヶ月分の送金証明書（「振込取引控」等・毎月 54,000 円以上） ※事由発生より3ヶ月以内の場合は、その月から各月の「振込取引控」等および「今後も 54,000 円以上の送金を続ける誓約書」
・同居家族がいる場合		・収入額の多い方の被扶養者となるため、⑭全員の所得証明書（自営業者は確定申告書（写）及び収支内訳書（写）） ※既に被扶養者となっている方は不要
・父母等申請時の兄弟等が全員別居している場合		⑮被保険者の兄弟全員からの扶養しない誓約書（学生を除く）

なお、上記以外にも必要な書類を提出していただく場合がありますので、ご承知置きください。

①戸籍謄本

<同居の場合>

- ・配偶者及び子の申請の場合は戸籍謄本の添付は不要です。
- ・住民票で続柄確認ができない場合には添付してください。
- ・配偶者と離別・死別されている方の申請の場合、下記の記入添付により戸籍謄本の添付は不要です。

離別の場合 → 離婚日の記入

死別の場合 → 死亡日の記入+「誓約書の遺族年金未受給の理由欄」の記入 → [関連③参照](#)

※ただし、離別や死別から1ヶ月以内の申請で、離婚日や死亡日に遡って認定を希望する場合は、離婚日や死亡日の分かる戸籍謄本または除籍日の分かる住民票を添付してください。

<別居の場合>

続柄に関わらず「戸籍謄本」を添付してください。

※従業員と申請者との続柄の他に、他の兄弟(扶養義務のある方)等の状況もご確認ください。

②世帯全員の住民票

<申請被扶養者が妻以外の同居家族である場合>

続柄をご確認ください。また、同居者の中に被扶養者となっていない人(収入のある人)がいるのか?もご確認ください。

- ・同居者の中に被扶養者となっていない人(収入のある人)がいる場合

対象者と被保険者の収入を比較し、申請被扶養者の主たる生計維持関係者を決定いたしますので、

「対象者の収入のわかる書類(所得証明書等)」を添付してください。 → [関連⑭参照](#)

<申請被扶養者が別居の場合>

同居者の有無を確認するために、「申請被扶養者世帯全員の住民票」を添付してください。

※申請被扶養者世帯に収入のある人が同居している場合には、別居の被保険者よりも同居の方が扶養の義務が高いため、否認定となることがございますので、ご承知置きください。

※申請被扶養者世帯に同居者がいない場合には、別居理由をご確認の上、『被保険者と申請被扶養者の生計維持関係』と『その他の別居家族と申請被扶養者の生計維持関係』をご確認ください。

→ [関連⑬](#) [⑭](#) [⑮参照](#)

③誓約書

申請被扶養者の現在と将来うけるであろう収入が記入されているかご確認ください。

被保険者・申請被扶養者、両名の署名捺印欄がありますので、記入と押印の有無、また、認定伺と誓約書に記入された内容に相違がないかご確認ください。

※16歳未満及び学生(退職後就学した場合は除く)は添付不要です。

④直近年度の確定申告書(写)及び収支内訳書(写)

<自営業者の場合>

基本的には必要経費を差し引いた金額が収入となります。

※当健保では「減価償却費」を必要経費とは認めておりませんのでご注意ください。

⑤雇用契約書、または給与証明書や直近3ヶ月の給与明細書(写)等

「雇用契約書」(時給・稼働時間・稼働日数(休日)等の詳細が記載されている契約書)を添付してください。

「雇用契約書」が入手できない場合には雇用主発行の「直近の3ヶ月の給与証明書」または「給与明細書」を添付してください。

※働き始めたばかりで給与明細が3ヶ月分取れない方は雇用主発行の「給与見込証明書」を添付してください。

また月平均が月収限度額(60才以上及び障害者は15万円以上、60才未満は10万8333円以上)を超過していないかご確認ください。

⑥⑦⑧退職者の失業給付金受給に関する証明

退職後の失業給付金待期(給付制限)期間で他の収入が基準内の場合には、被扶養者となることがありますが、会社都合退職の方は待期(給付制限)期間がなく、すぐに受給開始となることがありますので、受給開始日をご確認ください。

＜離職票の発行を受けているが退職後失業給付は受給しない場合＞

「離職票の原本」を添付してください。

＜失業給付の受給権がない場合＞

「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(写)」または「雇用保険料が控除されていないことがわかる在職時の給与明細書(写)」を添付してください。

※自営業を廃業された方は、「廃業証明書(税務署に提出している廃業届等)」を添付してください。

＜失業給付金受給中＞

「雇用保険受給資格証(写)」を添付してください。

基本手当日額が収入基準内(60才以上および障害者は4,932 円未満、60才未満は3,562 円未満)か、また他の収入がある場合は合算にて収入基準内になるかご確認ください。

＜失業給付金受給終了者＞

「支給終了」と印字されている雇用保険受給資格者証(写)」を添付してください。

⑨所得証明書

年金受給者は、最新の「年金振込通知書(写)」または「年金改定通知書(写)」とあわせて「所得証明書」または「(非)課税証明書」(ともに市区町村役場発行)を添付してください。

「所得証明書」または「(非)課税証明書」では、『すでに添付されている「年金改定通知書(写)」または「年金振込通知書(写)」以外の年金の有無』と、『年金以外の収入の有無』をご確認ください。

「年金改定通知書(写)」または「年金振込通知書(写)」で算出した年金額より、「所得証明書」または「(非)課税証明書」の年金額の方が多い場合は、複数の年金を併給している、または年金以外の収入が前年度より増え、年金の受給額が減額された可能性があります。

＜複数の年金を併給している場合＞

最新の「年金振込通知書(写)」または「年金改定通知書(写)」を添付してください。

＜他の収入が増えたための減額の場合＞

「他の収入の証明」を添付してください。

＜物価スライドによる減額の場合＞

その旨記入願います。

＜所得証明書または(非)課税証明書内に農業や家賃収入がある場合＞

「確定申告書(写)」および「収支内訳書(写)」を添付してください。

※認定伺の収入欄に所得証明書の記載金額が記入してあるかご確認ください。

＜所得証明書内または(非)課税証明書に給与収入がある場合＞

「所得証明書」または「(非)課税証明書」に記載されている収入は、前年度分収入となりますので

収入が現在も続いている方 ……………「雇用契約書(写)」または「給与証明書」や「直近3ヶ月の給与明細書(写)」などを添付してください。 → [関連⑤参照](#)

3ヶ月以内の退職者

又は

65才以上の退職者

……………「退職証明書等の退職日がわかるもの(写可)」を添付してください。

3ヶ月以上前(65才未満)の退職者

又は

会社都合の退職者

・雇用保険を受給中→「雇用保険受給者証(写)」を添付してください。 → [関連⑦参照](#)

・雇用保険受給予定→「離職票(写)」を添付してください。 → [関連⑦参照](#)

・雇用保険を受給しない→「離職票の原本」を添付してください。 → [関連⑥参照](#)

・雇用保険受給終了→「支給終了と記載されている雇用保険受給資格者証(写)」を

添付してください。→ [関連⑧参照](#)

⑩年金改定通知書または年金振込通知書

全ての年金(老齢、遺族、障害、企業、共済、船員等)が収入に含まれます。

<受給中の場合>

最新の「年金改定通知書(写)」または「年金振込通知書(写)」を添付してください。

※退職する事により、厚生年金額が変更になる方は、「退職後の年金振込通知書(写)」又は、「退職後の年金改定通知書(写)」を添付してください。

<受給予定の場合>

「年金見込み証明(社会保険事務所発行)」を添付してください

※父死亡により母を扶養申請する場合、遺族年金の受給の予定の有無をご確認ください。

無の場合には「誓約書の遺族年金未受給の理由欄」の記入があるかご確認ください。→ [関連③参照](#)

<受給資格無しの場合>

「誓約書の60才以上の方で、年金未受給の方の理由」欄に記入があるかご確認ください。→ [関連③参照](#)

⑪医師の診断書、または傷病手当金支給証明書等

申請被扶養者が病気等による就労困難者の場合に添付してください。

病気により前職を退職されている申請者の方は、傷病手当金の受給の有無をご確認ください。

<受給者>

「傷病手当金支給証明書(写)」を添付してください。

<未受給者>

「誓約書の傷病手当金受給について(無:理由)」欄に記入があるかご確認ください。→ [関連③参照](#)

※在職時中に待期期間が完成していて、被保険者期間が1年以上ある方は、退職後も傷病手当金(法定給付期間中のみ)の請求権がありますので、請求手続きを行うようご指導願います。

⑫在学証明書又は学生証(写)

申請被扶養者が学生の場合に添付してください。

⑬別居者への仕送りの証明書

<会社都合による単身赴任(妻子及び妻子と同居の家族)以外の場合>

直近3ヶ月の送金証明書(「振込取引控」等・毎月54,000 円以上)を添付してください。

その際、被保険者から申請被扶養者へ振込まれているかをご確認ください。

手渡し(事実の確認が取れません)、及び、一括送金(その方の生計を維持している事にはなりません)は、認められません。

※事実発生より3ヶ月以内の場合は、「その月から各月の「振込取引控」等及び「今後も54,000 円/月以上の送金を続ける誓約書」を添付してください → [関連⑮参照](#)

<会社都合による単身赴任(妻子及び妻子と同居の家族)の場合>

送金証明書は不要です。

事業所にて、余白(申請理由欄等)に「単身赴任者である」旨をご記入ください。

⑭同居家族全員の所得証明書<自営業者は確定申告書(写)及び収支内訳書(写)>

収入額が多い方の被扶養者となるため、「同居家族全員の所得証明書」を添付してください。

※16歳未満、または既に被扶養者となっている方は不要です。

⑮父母等申請時の兄弟等が全員別居している場合の扶養しない誓約書

全員が別居であれば、扶養義務は全員にあります。他の兄弟等との生計維持関係を明確にするために被保険者の兄弟全員

からの「申請者を扶養しない誓約書(学生は除く)」を添付してください。

※結婚して専業主婦となった方からも、入手願います。

※兄弟等からの送金額が、被保険者の送金額を上回っている場合には「申請者を扶養しない誓約書」を添付していただいても否認定となることがございますので、ご承知置きください。

—